

国際教養大学非常勤教員就業規程

平成16年4月1日
理事長決定
規程第40号

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 人事（第6条—第12条）
- 第3章 給与（第13条—第20条）
- 第4章 服務（第21条）
- 第5章 労働時間、休日、休暇等（第22条—第25条）
- 第6章 懲戒処分等（第26条）
- 第7章 安全及び衛生（第27条）
- 第8章 出張（第28条）
- 第9章 災害補償（第29条）
- 第10章 職務発明等（第30条）

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規程は、公立大学法人国際教養大学（以下「法人」という。）に勤務する非常勤教員の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、法人と一年以内の期間を定めて雇用契約を結び、法人で勤務する常時勤務に服することを要しない教員のうち特任教員以外のもの（以下「非常勤教員」という。）に適用する。

2 法人は法令に反しない限りにおいて、この規程と異なる就業に関する条件を非常勤教員との間で合意した場合には、この規程の定めにかかわらず当該合意した条件を適用する。この場合、必ず書面により合意内容を確認することとし、書面のない合意内容は無効とする。

（法令との関係）

第3条 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）その他の関係法令の定めるところによる。

（委嘱条件通知書との関係）

第4条 非常勤教員の給与その他就業条件の主な事項については委嘱条件通知書により通知す

る。第2条第2項に定める当該規程と異なる就業条件についても同様とする。

(規程の遵守)

第5条 法人及び非常勤教員は、誠意をもってこの規程を遵守しなければならない。

第2章 人 事

(雇用等)

第6条 国際教養大学教職員就業規程(以下「教職員就業規程」という。)第2章第1節のうち、第6条から第10条までと第18条は、非常勤教員について準用する。

(無期雇用契約への転換)

第7条 非常勤教員のうち、通算契約期間が5年を越えた者は、現在の契約が満了する日の翌日から開始する、期間の定めのない雇用契約の締結を申し込むことができる。

2 前項の通算契約期間は、有期雇用契約の契約期間を通算するものとし、現在締結している有期雇用契約については、その末日までの期間とする。ただし、雇用契約が締結されていない期間が連続して6月以上ある非常勤教員については、それ以前の契約期間は通算契約期間に含めない。

(無期転換後の労働条件)

第8条 前条により期間の定めのない雇用契約に転換された者(以下「無期転換非常勤教員」という。)の労働条件は、この規程に定めるものを除き、有期労働契約時と同様とする。ただし、担当する授業科目は、大学のカリキュラム編成や学生の履修見込み人数等を踏まえた上で、年度毎に決定することとし、年度が始まる30日前までに書面で通知することとする。

(契約継続期限年齢または定年)

第9条 非常勤教員については67歳に達する年度を契約継続期限とする。ただし、法人と非常勤教員の双方の合意がある場合に限り、73歳に達する年度までの雇用契約を結ぶことができるものとする。

2 無期転換非常勤教員については、前項の「契約継続期限」を「定年」と読み替えるものとする。

(無期転換非常勤教員の休職)

第10条 教職員就業規程第2章第5節の各規定は、無期転換非常勤教員について準用する。

(退職)

第11条 教職員就業規程第2章第6節の各規定(第16条第2項を除く)は、非常勤教員について準用する。ただし無期転換非常勤教員を除き、第16条第1項第六号中「第13条第三号に定める場合以外で行方不明になったとき」は「行方不明になったとき」と読み替えるものとする。

(解雇)

第12条 国際教養大学教職員就業規程（以下「教職員就業規程」という。）第2章第7節は、非常勤教員について準用する。ただし無期転換非常勤教員については、第18条第1項の六を「業務上又は経営上やむを得ないとき、もしくはカリキュラム変更等により担当する授業科目が開講される見込みがなくなるとき」と読み替えるものとする。

第3章 給 与

(給与)

第13条 この規程で「給与」とは、月給、時間外勤務手当及び休日勤務手当をいう。

(月給)

第14条 月給は、一月の勤務に対する対価として、非常勤教員に支給する。

2 月給の額は、委嘱条件通知書に定める勤務一コマ当たりの支給額（以下「時給額」という。）に、一の学期に勤務する時間数を乗じて得た額を総報酬とし、それを担当する学期の月数で按分した金額とする。

3 前項の一コマは非常勤教員が担当する授業時間とし、学部では50分、大学院では60分とする。

(時間外勤務手当及び休日勤務手当)

第15条 国際教養大学教職員給与規程（以下「教職員給与規程」という。）第12条第1項及び第13条第1項の規定は、非常勤教員の時間外勤務手当及び休日勤務手当について準用する。この場合において、教職員給与規程第12条第1項及び第13条第1項中「労働時間等規程」とあるのは「第15条により準用される労働時間等規程」と、「勤務一時間当たりの年俸額」とあるのは「時給額」と読み替えるものとする。

(勤務時間の計算)

第16条 前二条に規定する時間給、時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、一ヶ月における全時間数（時間外勤務手当及び休日勤務手当については、支給割合を異にする部分ごとの全時間数）とする。この場合において、その全時間数が1時間に満たない場合又はその全時間数に1時間未満の端数がある場合においては、当該全時間数又は端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(端数)

第17条 この規程により計算した給与の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給与の支払原則及び給与からの控除)

第18条 給与は、非常勤教員に直接、その全額を通貨で支払う。

2 非常勤教員に給与を支払う際には、当該給与から、源泉所得税に相当する金額を控除

する。

- 3 給与は、非常勤教員の申出があった場合には、第1項の規定にかかわらず、その指定する銀行その他の金融機関における預金口座等へ口座振替の方法により支払うことができる。

(給与の支給日)

第19条 給与の支給日は、給与の支給要件となる事実が発生した月の翌月21日とする。

- 2 前項の支給日が第15条の規定により準用される労働時間等規程第7条の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日を支給日とする。

(通勤手当)

第20条 職務遂行のために通勤することが相当であると認められる場合、通勤に要する運賃等を通勤手当として支給する。

- 2 通勤手当は、勤務した一の月の通勤分について国際教養大学旅費規程及び国際教養大学旅費支給細則に基づいて算定し、当該月の翌月21日に支給する。

第4章 服 務

(服務等)

第21条 教職員就業規程第4章の規定は、非常勤教員の服務について準用する。

第5章 労働時間、休日、休暇等

(労働時間、休憩及び休日)

第22条 国際教養大学教職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程（以下「教職員労働時間等規程」という。）第2章各条（第4条、第5条、第9条第3項、第10条第2項及び第12条を除く。）の規定は、非常勤教員の労働時間、休憩及び休日について準用する。

(所定労働時間)

第23条 1日の所定労働時間は、8時間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、雇用契約において所定労働時間を定めたときは、雇用契約の定めるところによる。

(始業及び終業の時刻等)

第24条 始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

- 一 始業 午前8時30分
- 二 終業 午後5時30分

- 2 前項の規定にかかわらず、雇用契約において始業及び終業の時刻を定めたときは、雇用契約の定めるところによる。

(年次有給休暇)

第25条 非常勤教員に、年次有給休暇を与える。

2 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、職務開始日の翌日より起算して6か月を経過した日において、一週間の平均所定労働日数に応じ、別表に定める日数を付与する。ただし、職務開始日より6か月の勤務実績が所定の8割未満であった者には、年次有給休暇を付与しない。

第6章 懲戒処分等

(懲戒処分等)

第26条 教職員就業規程第8章の規定は、非常勤教員の懲戒処分等について準用する。

第7章 安全及び衛生

(安全・衛生の確保に関する措置等)

第27条 教職員就業規程第9章各条(第41条を除く。)の規定は、非常勤教員の安全・衛生の確保に関する措置等について準用する。

第8章 出張

(出張)

第28条 教職員就業規程第10章の規定は、非常勤教員の出張等について準用する。

第9章 災害補償

(業務災害及び通勤災害)

第29条 非常勤教員の業務災害及び通勤災害については、労働者災害補償保険法の定めるところによる。

第10章 職務発明等

(職務発明等)

第30条 教職員就業規程第13章の規定は、非常勤教員の職務発明等について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(細則)

2 この規程の施行に係る細則については、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別 表

1週間の平均所定労働時間	30時間以上	30時間未満				
1週間の平均所定労働日数	—	5日以上	4日	3日	2日	1日
年次有給休暇日数	10日	10日	7日	5日	3日	1日